

事業名	支援措置	対象施設	対象港湾
<p>①港湾機能高度化施設整備事業 【物流拠点再編・高度化支援施設】 ⇒老朽化・陳腐化した物流施設の再編・高度化及び防災機能の向上</p>	<p>補助 (補助率1/3)</p>	<p>物流施設(上屋、倉庫)のうち共用部、共同施設 ・共用部(ランプウェイ、スロープ等) ・共同施設(道路、緑地等) ※免震機能含む</p>	<p>苫小牧港、仙台塩釜港、京浜港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、広島港、徳山下松港、関門港、博多港、那覇港</p>
<p>②特定用途港湾施設整備事業 ⇒国際コンテナ戦略港湾におけるコンテナ貨物需要の創出(創貨)</p>	<p>無利子貸付 (国:港湾管理者: 民間=3:3:4)</p>	<p>流通加工機能を備えた物流施設等</p>	<p>国際コンテナ戦略港湾 (京浜港、阪神港)</p>
<p>③特定民間都市開発事業 【共同型都市再構築業務(港湾)】 ⇒津波等からの避難機能の確保</p>	<p>(一財)民都機構による対象事業への参加 (長期・低利の資金提供)</p>	<p>上屋、倉庫、旅客ターミナル、業務ビル等の港湾施設</p>	<p>全国の港湾</p>

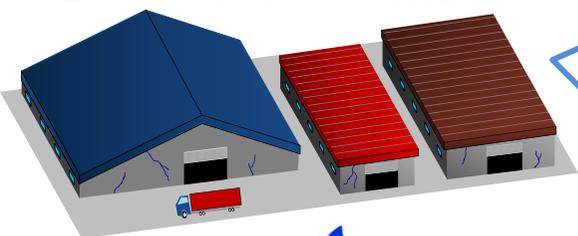
【お問い合わせ先】
国土交通省 港湾局 産業港湾課 官民連携推進室
TEL:03-5253-8673(直通)

① 港湾機能高度化施設整備事業【物流拠点再編・高度化支援施設】

○物流・産業の拠点である港湾の背後には、小規模かつ老朽化・陳腐化した物流施設が存在しており、地震等の大規模災害時には、耐震性不足による施設の倒壊や物流の寸断、緊急輸送の支障等が懸念される。また、昨今の高度かつ多様な物流ニーズに対応するため、流通加工・集配送等の機能を有する物流施設の重要性が高まっている。

港湾における防災機能の向上及び効率的な物流網の形成を図るため、港湾に立地する老朽化・陳腐化した物流施設を再編・高度化する民間事業者に対する補助を行う。

老朽化・陳腐化した物流施設



- ・耐震性が不足
- ・荷さばき・転回スペースが狭隘
- ・高度かつ多様な物流ニーズへの対応が不十分

【対象事業】

以下の要件を全て満たす事業

- 2以上の物流施設の更新を伴う、2以上の事業者による物流施設の整備であること(ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす)。
- 整備される物流施設の延床面積が3千㎡以上となること
- 当該港湾における防災機能の向上及び物流の効率化が図られるものであること

【対象港湾】

- 苫小牧港、仙台塩釜港、京浜港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、広島港、徳山下松港、関門港、博多港、那覇港

※臨港地区に限る

【補助対象施設】

- 物流施設の共用部(ランプウェイ、スロープ等)※及び共同施設(道路、緑地等)

※免震機能を含む

【補助率】

- 1/3

複数の物流施設を再編・高度化



- ・耐震性の向上
- ・荷さばき・転回スペースの確保
- ・物流機能の高度化

○: 補助対象施設の例

②特定用途港湾施設整備事業

○国際コンテナ戦略港湾において、コンテナ貨物需要の創出に資する流通加工機能を備えた物流施設の埠頭近傍への誘致・集積により、ロジスティクス・ハブ機能の強化を図る。

国際コンテナ戦略港湾において、流通加工機能を備えた荷さばき施設(上屋)又は保管施設(倉庫)を整備する民間事業者に対する無利子貸付を行う。

【対象施設】

埠頭の近傍に立地する物流施設(上屋、倉庫)

【対象港湾】

国際コンテナ戦略港湾(京浜港、阪神港)

【貸付比率】

国 : 港湾管理者 : 民間事業者 = 3 : 3 : 4

<参考>

国際コンテナ戦略港湾以外の港湾における支援制度
(※第3セクターが整備する荷さばき施設(上屋)に対する無利子貸付制度)

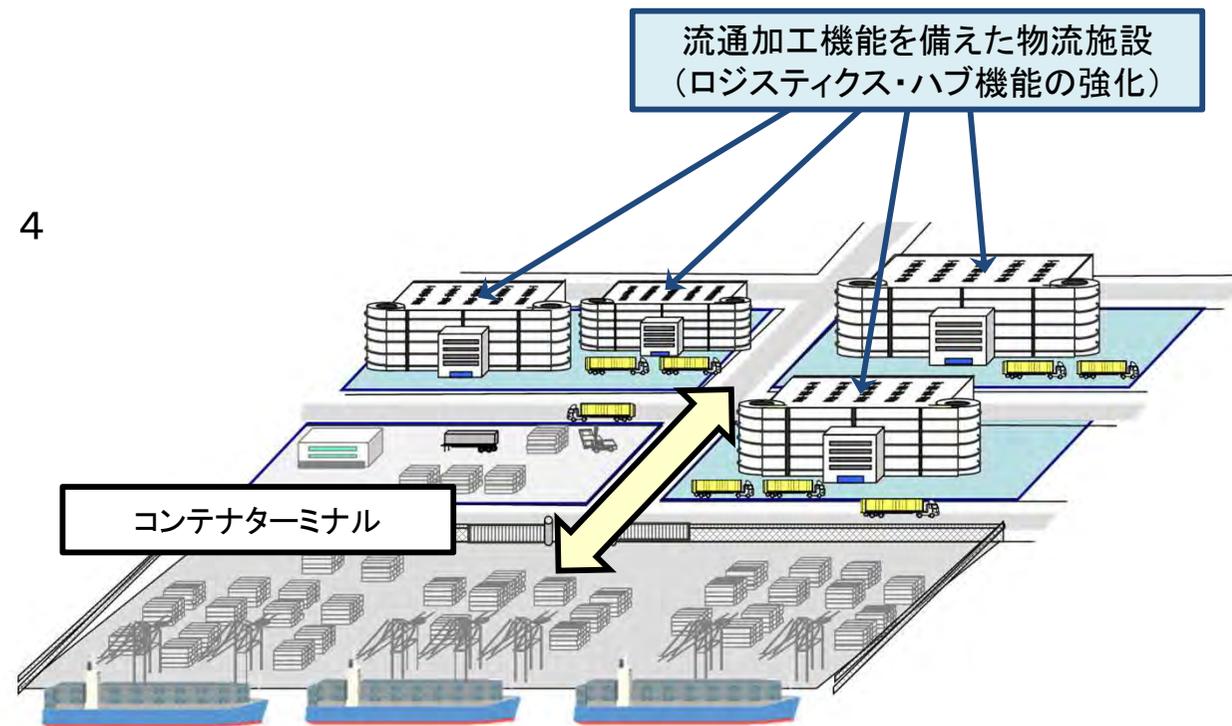
【貸付比率】

○名古屋港、四日市港

国 : 港湾管理者 : 第3セクター = 3 : 3 : 4

○国際海上コンテナ輸送網の拠点となる国際拠点港湾及び重要港湾

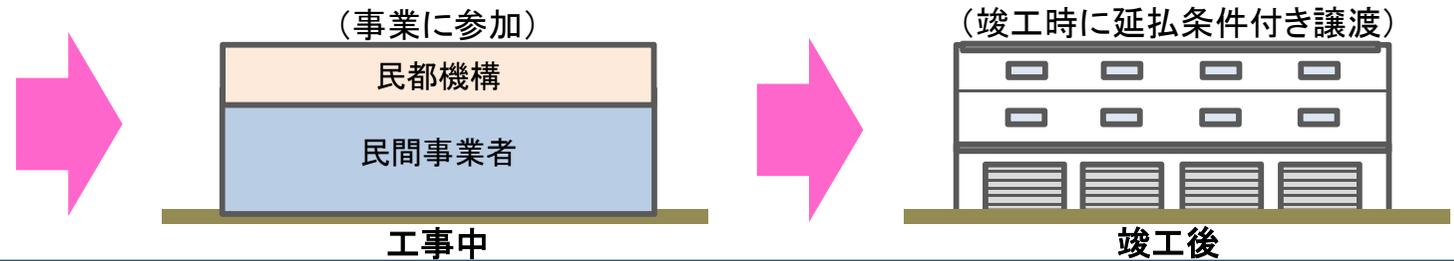
国 : 港湾管理者 : 第3セクター = 2 : 2 : 6



【国際コンテナ戦略港湾における創貨のイメージ】

③特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】

- 物流・産業等の機能が沿岸部に集積する港湾においては、津波等の大規模災害の発生時における避難場所の確保が課題となっているが、現状では、港湾労働者等の避難が可能な高台や避難施設が十分に確保されていない。
- 港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対する支援を行う。(一財)民間都市開発推進機構を通じた支援制度)



制度利用のための主な要件等

【支援スキーム】

- (一財)民間都市開発推進機構が事業費の一部を負担し、共同事業者として民間事業者の実施する施設整備事業に参加する。施設竣工後、同機構は施設の同機構持ち分を民間事業者に譲渡し、長期延べ払いで返済(最大20年償還)を受ける。

【支援対象施設】

- 事業地が港湾区域又は臨港地区の区域内であり、公共施設の整備を伴う上屋、倉庫、旅客ターミナル、業務ビル等の港湾施設。

【支援限度額】

- 「総事業費の50%」又は以下に示す「公共施設等の整備費」のいずれか少ない額

公共施設	緑地、道路、港湾における係留施設等
都市利便施設	荷さばき施設、旅客待合所、旅客乗降用施設、退避施設、退避経路、備蓄倉庫、非常用発電施設、駐車場、休憩所等
建築利便施設	昇降機、共同利用部分(玄関ホール、廊下、階段、便所等)、電気室、機械室等

【支援要件】以下の支援要件をすべて満たすことが必要

- 緑地、道路、港湾における係留施設等の公共施設の整備を伴うもの
- 事業区域面積:500m²以上 延床面積:2,000m²以上
- 防災上有効な施設(退避経路及び退避施設等)を有する建築物(港湾労働者等の津波等からの一時的な避難場所としての利用に供されるものに限る。)の整備に関する事業
- 地方公共団体等が定める避難計画等への位置づけ
- 地震や津波に対する構造安全性の確保

○支援対象施設のイメージ(倉庫の例)

